

公告 2612号

当健康保険組合の規約について、以下の通り変更いたしましたので公告いたします。

2023年3月10日

NXグループ健康保険組合
理事長 佐竹 陽一



1. 変更概要

第52条（公告の方法）

【現 行】この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示し、又は組合発行の機関誌に掲載する。

【変更後】この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲載する。

2. 変更理由

昨今、会社PCの貸与、スマートフォン等の所有などにより、被保険者が組合ホームページを閲覧できる状況となったことから、デジタル化、ペーパーレス化を実現する。これにより紙面出力、掲示、掲示期間管理を不要とし、事業所における省力化を図る。

3. 施行日

2023年4月1日

以 上